

犬山市国際会議開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交流人口の拡大並びに経済、産業、芸術及び文化の活性化を図るため、国際会議の開催に係る経費の一部について交付する犬山市国際会議開催補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「国際会議」とは、会議、討論会、講演会及び講習会であって海外からの外国人の参加が見込まれるものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる国際会議は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内の公共施設において開催されるものであること。
- (2) 経済、産業、学術、文化又は国際交流の振興に寄与するものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- (5) 参加国数が3か国（日本を含む。）以上であること。
- (6) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者が主催し、又は共催するものでないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国際会議の開催に係る公共施設の使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の2分の1を限度として、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

(開催計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、国際会議を開催する前に国際会議開催計画書(様式第1)を市長に提出するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業が完了したときは、速やかに犬山市国際会議開催補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2)に収支決算書を添付して市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市国際会議補助金交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、犬山市国際会議開催補助金交付請求書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(書類の提出)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、関係書類の提示又は必要事項の報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。